（国の法令及び指針等の遵守）

第1条　乙は、本委託の実施にあたり、本委託が本開発の一部であること及びその原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守するものとし、かつ、本委託にかかる業務を適正かつ効率的に実施するよう努めなければならない。

2　乙は、自らの責任において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン／平成26年8月26日　文部科学大臣決定」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）／平成19年2月15日　文部科学大臣決定／令和3年2月1日改正」等の国の定める指針等（以下、総称して「ガイドライン等」という）を遵守し、本委託における研究活動の不正行為及び不正使用等（以下「不正行為等」という。）を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。なお、ガイドライン等について、本契約有効期間中に改正等がなされた場合、甲から乙に対し特段の通知がない限り、最新のものを適用する。

3　機構は、ガイドライン等に基づく文部科学省又は機構自らの決定等に従い、本委託費の削減、使用停止等、乙に対し必要な措置を指示することができるものとし、乙は機構の指示に従わねばならない。

4　乙は、不正行為等の未然防止策の一環として、甲を通じ機構が指定する研究倫理に関する教材等の履修を本委託に関与する研究者等に対し義務付けなければならない。

（本委託実施に係る注意事項）

第2条　乙は、本契約に則り、本委託を善良なる管理者の注意をもって、誠実かつ忠実に遂行するものとする。

2　乙は、本委託を実施するにあたり、法令を遵守するとともに、事務処理説明書に従って、本契約に係る事務処理を適正に行うこととする。

3　乙は、本委託計画書に記載されたところに従い、本委託に係る業務を実施しなければならない。なお、本委託計画書が変更された場合においても同様とする。

4　乙は、本委託費を本委託計画書に記載された経費区分に従い、使用しなければならない。

5　乙は、本委託を実施するにあたり、生命倫理及び安全確保に関し必要となる諸手続を行うものとする。

6　乙は、甲が機構から本開発に関し報告を求められた場合は、乙の本契約及び本委託計画書に定められた業務の範囲に限り協力するものとする。

（再委託の禁止）

第3条　乙は、本委託の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。

（帳簿等の整備）

第4条　乙は、本委託に要した直接経費を明らかにするため、本委託に関する独立した帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、本委託期間終了後5年間保管するものとする。

2　乙は、甲が要求した場合には、前項に定める帳簿及び証拠書類の他関連する物件を甲の指定する期日までに提出しなければならない。

3　前項について、機構が必要と認め乙に対し要請した場合、甲及び乙の関係を、機構及び乙の関係に準用する。

(計画の変更)

第5条　乙は、本委託計画書に記載された内容を変更しようとする場合は、事前に計画様式5「委託開発計画変更申請書」を甲に対し提出するものとする。甲は当該申請書を受け、計画の変更を承認した場合は速やかに機構に提出する。

2　機構が前項の変更を承認した場合、甲は当該承認通知を受領後、速やかに乙に通知する。

3　甲及び機構は、前二項の承認をする場合に条件を附すことができる。

4　甲は、機構が必要に応じ行う本開発に対する評価の結果に基づき、本委託期間中であっても、本委託計画書の内容を変更できるものとする。

5　本委託費の上限額を増額する場合は、本条第1項及び第2項の承認に加えて、甲乙間で変更契約を締結しなければならない。

(概算払い)

第6条　甲は乙に対し、本委託費を概算払いにより、以下の通り支払うものとする。

2　乙は、甲の指示に従い、本委託費の概算払いのための請求書(以下「請求書」という。)を作成し、甲にこれを送付する。なお、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、甲が乙に概算払いとして支払う直接経費の30％に相当する額を超えないものとする。

3　甲は、請求書を受領した日の翌月末日までに、乙に対し、請求書に記載された経費を支払うものとする。

(本委託の実績報告書)

第7条　乙は、本委託期間終了後、別途甲が定める期日までに、経理様式1「委託開発実績報告書(兼収支決算報告書)」を甲に対し提出するものとする。なお、本契約第10条又は第17条により、本委託が終了した場合であっても同様とする。

(本委託の実施報告等)

第8条　乙は、本委託期間終了後、別途甲が定める期日までに、本委託の実施の結果及び成果を、報告様式1「委託開発実施報告書」に記載し、甲に提出するものとする。なお、本契約第10条又は第17条により、本委託が終了した場合であっても同様とする。

(物品等の取得の禁止)

第9条　乙は本委託費により固定資産等を取得してはならない。なお、固定資産とは、機構が定めるものをいい、その詳細は事務処理説明書に規定する。

(本委託の終了、停止)

第10条　甲及び乙は、天災その他甲乙いずれの責にも帰することのできない事由により本委託の遂行が困難になったときは、協議の上、本委託の全部又は一部の終了又は本委託内容を変更することができる。

2　機構の行う評価等により本開発が中止又は停止となった場合、甲は乙に対する通知によって、本委託を終了することができるものとする。なお、本委託終了日については、甲の乙に対する通知日に関わらず、本開発の終了日(以下「本開発終了日」という)に遡及するものとする。

3　乙の責に帰すべき事由により本委託の実施が不可能となった場合、甲は機構の承諾を得て、速やかに本

委託を終了するものとし、乙は受領した本委託費の全部又は一部を甲の指示に従い返還するとともに、本契約第21条第1項に従い、甲に生じた損害を賠償するものとする。

4　甲は、乙が本委託を遂行できないと判断した場合、機構の承諾を得て、乙に対し本委託の終了を指示できるものとし、乙はこれに従うものとする。また、乙は、本委託を遂行できない事態が発生した場合、またその虞れが判明した場合は、速やかに甲に通知しなければならない。

5　本条第３項及び第４項の定めについて、機構の判断により、機構が直接乙に対し本委託の終了を指示する場合があることを乙は予め了承する。

（本委託費の精算）

第11条　甲は、本委託期間終了後、本契約第7条にて乙より提出を受けた経理様式1「委託開発実績報告書（兼収支決算報告書）」を審査した結果、経費の支出状況が適切であると認めたときは、本委託費の上限額と本委託の実施に要した経費の額とのいずれか低い金額を、甲が本委託にかかる支払うべき経費の額として精算する。なお、乙は、当該精算に係る計算の結果、既に受領した本委託費が、甲が支払うべき経費の額を超えた場合は、その超えた金額を甲の指示に従い速やかに返還するものとする。

2　前項の規定は、前条第1項に定める中止による終了の場合についても同様とする。

3　前条第2項に定める事由により本委託が終了した場合、本委託費の精算日は本開発終了日とする。

4　前条第3項から第5項に該当する事由により、本契約が終了した場合の精算方法の詳細については、別途甲及び機構間で協議の上乙に対し通知するものとし、乙は当該通知に従わなければならない。

（知的財産権の帰属）

第12条　甲及び乙は、乙に所属する研究者等が本委託の過程で発明等を行ったことにより生じた新技術に係る知的財産権（全部又は一部の持分であることを問わない。）の内第2項に掲げるもの（以下「新権利」という。）について、本開発並びに甲の成果実施に支障を生じさせることのないよう、別途その取扱いを定めるものとする。なお、新権利を甲乙間で共有もしくは乙による単独保有とする場合には、乙が産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項各号に掲げる全ての事項（同条項中、「特定研究開発等成果」については「発明等」、「国」については「甲を通じて機構」、同項第2号の「国」については「国又は機構」とそれぞれ読み替えるものとする。）及び／又は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第25条第1項各号に掲げる全ての事項（同条項中、「国」については「甲を通じて機構」、同項第2号の「国」については「国又は機構」とそれぞれ読み替えるものとする。）、を遵守すること（以下「遵守事項」と総称する。）を条件とする。

2　前項に規定する「新権利」とは、以下に掲げるものの総称をいう。

ア　特許法（昭和34年法律第121号、以下「特許法」という。）に規定する特許権及び特許を受ける権利

イ　実用新案法（昭和34年法律第123号、以下「実用新案法」という。）に規定する実用新案権及び実用新案登録を受ける権利

ウ　意匠法（昭和34年法律第125号、以下「意匠法」という。）に規定する意匠権及び意匠登録を受ける権利

エ　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号、以下「半導体集積回路の回路配置に関する法律」という。）に規定する回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権

利

オ　種苗法（平成10年法律第83号、以下「種苗法」という。）に規定する育成者権及び品種登録を受ける地位

カ　前アからオの外国における各権利に相当する権利

キ　著作権法（昭和45年法律第48号、以下「著作権法」という。）に規定する著作権（第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）並びに外国における当該著作権に相当する権利（以下「著作権」という。）

3　本委託から生じた秘匿することが可能な技術情報（得られたデータを含む）であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙及び機構が協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）については、本開発の開発成果として取り扱うものとし、乙は甲及び機構の事前の書面による承諾なしに実施してはならない。

4　乙は、本委託の実施に際し生じた、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物のうち以下に該当するものについて、甲を通じ機構に届け出るものとし、その取り扱いは別途、甲、乙及び機構間で協議する。

（ｉ）本委託の際に創作又は取得されたものであって本委託の目的を達成したことを示すもの

（ⅱ）前（ｉ）の試作品・モデル品等、製品に性質もしくは形状等が類似したもの

（ⅲ）本委託の際に創作又は取得されたものであって（ｉ）を得るために利用されるもの

（ⅳ）（ｉ）又は（ⅲ）を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの

5　乙は、本条第1項の規定により乙に帰属した新権利について、乙が以下のいずれかに該当した場合は当該新権利を無償で甲に譲り渡さなければならない。但し、甲が違反等について乙に連帯して責を負う場合の当該新権利の取り扱いは、その判断を機構に委ねるものとする。

（ｉ）遵守事項を満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲及び機構が認める場合

（ⅱ）乙が本契約第17条第1項に該当し、本契約が解除された場合

（ⅲ）本契約第10条第3項から第5項に該当する場合

（職務規程等の整備）

第13条　乙は、乙に所属する研究者等が行った発明等が新権利に該当し、かつ、その発明等をするに至った行為がその当該研究者等の職務に属するときは、新権利が乙に帰属するよう、あらかじめ当該研究者等と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めておく等の必要な措置を講じておかなければならない。但し、上記規定が既に整備されているときは、この限りではない。

2　乙は、乙に在籍する学生が研究者等に含まれる場合（但し、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除く。）において、本委託の実施の過程で当該学生が行った発明等が新権利に該当する場合は、新権利が乙に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておかなければならない。

（新権利に関する報告・通知）

第14条　乙は、本契約第12条第1項の規定に基づき乙に帰属することとなった新権利に関して、次の各号

の規定を遵守する。

（1）出願又は申請を行ったときは、別途甲の指定する日までに事務処理説明書に定める知財様式1「知的財産権出願通知書」により、甲を通じて機構に対し通知するものとする。

（2） 乙は、前号の出願又は申請を行った新権利に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、別途甲の指定する日までに、知財様式1「知的財産権設定登録等通知書」により、甲を通じて機構に通知するものとする。

（3） 乙は、本条第1号の出願又は申請を行った新権利を自ら実施したとき及び第三者に実施の許諾をしたとき及びその後の実施の状況及び実施許諾の状況に変化があったとき（但し、本条第5号に定める専用実施権等の設定もしくは移転の承諾を除く）は、別途甲の指定する日までに、知財様式2「知的財産権実施通知書」により、甲を通じて機構に通知するものとする。

（4） 乙は、第三者に対し、新権利を移転しようとするときは、知財様式3「知的財産権移転承認申請書」を提出し、予め甲を通じて機構の承諾を得るものとする。

（5） 乙は、第三者に対し、新権利に専用実施権等（仮専用実施権を含む。）を設定もしくはその移転の承諾をしようとするときは、知財様式4「専用実施権等設定・移転承認申請書」を提出し、予め甲を通じて機構の承諾を得るものとする。また、前条及び本条に定める新権利の移転又は専用実施権等の設定もしくは移転が、合併又は分割により移転する場合又は産業技術力強化法施行令（平成12年政令第206号）第2条第3項各号に定める場合には、乙は、別途甲の指定する日までに知財様式1「知的財産権設定登録等通知書」又は知財様式2「知的財産権実施通知書」により、甲を通じて機構に対しそれぞれ通知すれば足りるものとする。

（6） 乙は、甲を通じ機構の承諾を得て、第三者に対し、新権利の移転又は専用実施権等の設定もしくは移転を行う場合、当該第三者に対して遵守事項を遵守させるものとする。

（新権利に関わるその他）

第15条 甲及び乙は、それぞれ自己に帰属する新権利の出願・維持等に係る一切の費用について負担する義務を負うものとし、その負担割合については、当該新権利の所有者間で協議のうえ、定めるものとする。

2 甲及び乙が新権利の共有持分権者となる場合、当該新権利の出願に先立ち、両者協議の上、共同出願契約書を締結するものとする。

3 乙は、新権利が自らに帰属する場合には、本委託の成果に関し、甲又は機構に納入れた著作物にかかわる著作権について、甲又は機構による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲又は機構が使用する権利及び甲又は機構が第三者に使用を再許諾する権利を、甲又は機構に許諾したものとする。但し、著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）にかかわる著作権については、甲又は機構が乙よりプログラム等の納品を受ける際に、両者協議の上、その取扱いを定めるものとする。

4 乙は、新権利が自らに帰属する際には、甲、機構及び機構が指定する第三者による本委託の成果等の著作物にかかわる著作権の実施について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を乙自身の責任において行うものとする。

5 本契約における新権利の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に

定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為並びに著作権法第21条から第28条に定める権利に基づく利用行為をいう。

（秘密保持）

第16条　甲及び乙は、ノウハウ並びに本委託の実施に当たり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の明示があった情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを機構以外の第三者に開示・漏洩してはならない。

2　甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。

3　前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。

（1）開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報

（2）開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報

（3）開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

（4）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報

（5）相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報

（6）公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報

4　甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は関係する府省若しく裁判所その他の公的機関が法令に基づき開示を請求することができるときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。但し、開示する場合は、相手方に対し速やかにその内容を書面にて通知するものとする。

5　甲及び乙は、それぞれ自己に所属する研究者等が本条と同様の秘密保持義務及び目的外使用禁止義務を負うよう措置するものとし、当該研究者等がその所属を離れた後も5年間本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。また、甲及び乙は研究者等以外の者について事実上自己の管理下又は監督下にある者から当該情報が第三者に漏洩しないように必要な措置を講じなければならない。

6　本委託の実施にあたり、秘密情報を公開前に第三者に開示する必要がある場合には、事前に相手方及び機構の書面による同意を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものとする。

7　本条の効力は本開発期間終了（本開発が中止となった場合を含む。）後も5年間存続するものとする。但し、ノウハウに関しては、本項の定めに関わらず、相手方及び機構の同意なくして開示してはならない。

（契約の解除）

第17条　甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告を要せずに本契約を解除することができるものとする。この場合、甲が有責当事者である場合は、解除日をもって乙は甲の期限の利益を喪失させることができるものとし、乙が有責当事者の場合は、本委託に基づき甲が乙に対し支払った金員の全部又は一部を、甲の求めに従い直ちに返還しなければならない。

（1）甲又は乙が、本契約の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。

（2）甲又は乙が、本契約に違反したとき。

(3) 甲又は機構が、乙に所属する研究者等による不正行為等の事実を確認したとき。

(4) 乙に、ガイドライン等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反があったとき。

(5) 甲又は乙が、本契約第24条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定にもとづく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(6) 甲又は乙が、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の各開始申立を受けたとき、又は自ら申立をしたとき

(7) 甲又は乙が、銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合

(8) 甲又は乙が差押を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(9) その他、甲又は乙が、主務官庁から認可取り消しを受ける等、本契約を継続し難い事由が発生したとき

2 前項に定める解除権の行使は、本契約第21条第1項に定める損害賠償の請求を妨げない。

(不正行為等に係る研究者等の取扱い)

第18条 乙は、乙に属する研究者等が不正行為等を行った場合、機構の全ての事業について、機構が別途定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則(その後の改正を含む。)」に基づく処分が行われることを予め了承する。

2 乙は、競争的研究費(機構が所管するものを除く。)において不正行為等を理由として処分を受けた研究者等について、当該処分の決定日に遡って、機構が前項の処分を行うことができることを了承する。

3 乙は、競争的研究費等(機構が所管するものを除く。また、前項が適用されるものを除く。)において不正行為等を理由として処分を受けた研究者等について機構が知得したときは、機構が当該処分の決定日以降の処分日を定め、本条第1項の処分を行うことができることを了承する。

(調査)

第19条 甲は、本契約に基づく乙の経理管理につき確認が必要であると認められる場合、乙に通知の上、本委託の経理について調査することができる。乙は、かかる確認作業に関し、甲が必要とする協力を行うものとする。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙又は乙に所属する研究者等が本委託に関して不正行為等を行った疑いがあると認められる場合には、乙に対し調査を要請することができ、乙はその調査結果を文書で甲を通じて機構に報告しなければならない。なお、調査結果文書の提出期限及び文書形式等は甲の指示に従うものとする。

3 甲が本委託に関して不正行為等が行われた疑いがあると判断した場合には、乙に当該不正行為等がなかったと甲及び機構が判断するまでの間、乙の本委託費の使用を停止するものとする。この場合、当該不正行為等がなかったことが明らかになったときでも、甲及び機構は、本委託費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。

4 本条第1項及び第2項に定める調査、第3項に定める措置について、機構が直接乙に対し要請することができるものとし、乙は機構の要請に従うものとする。

5　乙は、本条第1項に定める調査又は本条第2項に定める調査・報告の結果、不正行為等の事実が確認されたときは、本契約に定める措置（ガイドライン等を含む）のほか機構の関係する規定その他法令等に従い必要な措置が講じられることを予め了承する。

（補償の免責及び事故報告）

第20条　本委託の実施による研究者等の負傷、疾病、障害又は死亡事故が生じた場合においても甲及び機構は、乙及び研究者等その他の者に対し一切の責任を負わないものとする。乙はこれらの事故のいずれかが生じた場合、速やかに事故の詳細について、甲を通じ機構に対し書面により報告しなければならない。

2　本委託の過程で生じた施設・設備等の損傷又は損耗の修補責任については、甲及び機構は一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第21条　甲又は乙は、その責めに帰すべき事由により、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する責を負う。

2　乙は、本委託の実施により、故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負わなければならないものとし、その一切の責から甲及び機構を免責する。

（本契約上の権利義務の譲渡等）

第22条　甲及び乙は、相手方及び機構の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡、もしくは担保の用に供することができない。

（管轄）

第23条　本契約に関連する両当事者間の紛争については、甲の住所地を管轄区域とする裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本法を準拠法とする。

（反社会的勢力の排除）

第24条　甲又は乙は、自己が下記の各号の一に該当しないこと、及び今後もこれに該当しないことを表明・保証し、相手方が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、自ら又は機構による判断に基づき、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（1）暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと。

（2）役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。

（3）親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）又は本契約履行のために使用する外注先その他の関係者が前二号のいずれかに該当すること。

2　甲又は乙が、本契約の履行に関連して下記の各号の一に該当する行為を行ったときは、相手方は、自ら又は機構の判断に基づき、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1)相手方に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、又は相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。

(2)偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害すること。

(3)反社会的勢力である第三者をして前二号のいずれかの行為を行わせること。

(4)自ら又はその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。

(5)親会社、子会社又は本契約履行のために使用する関係者等が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。

(6)本契約により発生する権利義務について、反社会的勢力との間で取引をし、又はその準備をすること。

3 有責当事者は、前二項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、相手方に対し、損害賠償を請求することはできない。

4 甲は、本条第1項及び第2項の各号の規定により本契約を解除する場合には、違約金として別途機構が規定する金額を乙から徴収し、機構に納付するものとする。

5 前項の規定は、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲又は乙がその超過分の損害について、有責当事者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条の2 乙は暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲を通じ機構に対して報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする 。

(協議)

第25条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲及び乙は誠実に協議の上定めるものとする。

(以下余白)